

鳥取県職員内部通報・業務改善窓口運営要綱

平成 18 年 3 月 30 日付第 200500144304 号鳥取県行政監察監通知

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公益通報処理通則要綱(平成 18 年 3 月 30 日付第 200500141577 号・第 200500144263 号総務部長・行政監察監通知、平成 18 年 3 月 30 日付第 200500139386 号鳥取県企業局長通知、平成 18 年 3 月 30 日付第 200500141011 号鳥取県営病院事業管理者通知、平成 18 年 3 月 30 日付鳥取県議第 397 号鳥取県議会事務局長通知、平成 18 年 3 月 30 日付第 200500145834 号鳥取県教育委員会教育長通知、平成 18 年 3 月 30 日付第 187 号鳥取県代表監査委員通知、平成 18 年 3 月 30 日鳥取県人事委員会議決) 第 9 条の規定に基づき知事部局、企業局、病院局、県議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び労働委員会事務局の職員等からの公益通報の処理に関し必要な事項を定めるとともに、業務改善窓口の運用に関し必要なその他の事項を併せて定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 鳥取県職員内部通報・業務改善窓口(以下「通報窓口という。’)に連絡することができる者(派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号) 第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。’)を含む。(以下「対象者」という。’)は、次のとおりとする。

- (1) 知事部局、企業局、病院局、県議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び労働委員会事務局(以下「対象県機関」という。’)の職員
- (2) 対象県機関が所管している県出資法人(県が基本金、資本金等の 2 分の 1 以上を出資しているものに限る。以下「対象出資法人」という。’)に勤務する者
- (3) 対象県機関及び対象出資法人と契約関係にある者(以下「契約先」という。’)及び契約先に勤務する者(以下「契約先等の者」という。’)
- (4) 前各号に規定する者であった者(以下「退職者」という。’)

(連絡の内容)

第 3 条 対象者は、次の場合には、通報窓口連絡することができる。この場合において、他の職員を誹謗中傷する目的、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で連絡してはならない。

- (1) 対象県機関及び対象出資法人において、職務上の法令違反その他の不正又は不当な行為が生じ、又はまさに生じようとしていると思料するとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、業務に関し当該機関内では解決が困難であり、かつ通報窓口や他の機関等が協力して業務改善することが必要であると思料する事項があるとき。
 - (3) 通報窓口連絡したことが原因であると思料する嫌がらせ、中傷その他不当又は不利益な取扱いを受けたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、対象出資法人に勤務する者が連絡できる場合は、次のとおりとする。
- (1) 前項第 1 号及び第 3 号に掲げる場合
 - (2) 前項第 2 号に掲げる場合のうち、当該事項が県の補助事業、委託事業等の執行に関する事項その他の県の利害に関連する事項であるとき。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、契約先等の者及び退職者が連絡できる場合は、第 1 項第 1 号に掲げる場合とする。
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、県議会議員の個別の行為については、連絡の対象外とする。

(連絡の方法)

第 4 条 連絡は次の方法によるものとし、原則として所属及び氏名を明らかにして行うものとする。ただし、匿名を希望する者の連絡を妨げない。

- (1) 専用のメールアドレスに電子メールを送信する方法
- (2) 宛先を「行政監察・法人指導課鳥取県職員内部通報・業務改善窓口担当」とし、「親展」と記載した上で封書により郵送する方法

(連絡の受付)

- 第5条 連絡の受付は、行政監察・法人指導課長及び行政監察・法人指導課課長補佐（通報窓口を担当する者に限る。以下「課長補佐」という。）が行うものとし、連絡を受け付けた場合は、その内容を知事に報告するものとする。
- 2 連絡を受け付けた場合は、次に掲げる事項を連絡者に説明するものとする。ただし、匿名による連絡である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。
 - (1) 連絡に関する秘密は保持されること。
 - (2) 個人情報保護されること。
 - (3) 受付後の手続の流れに関すること。
 - 3 行政監察・法人指導課長は、連絡が匿名の場合を除き、調査を行う場合はその旨及び着手の予定時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、連絡者に連絡するものとし、必要に応じて連絡者から調査に必要な事項について聞取りを行うものとする。この場合において、調査を行う旨を通知する際に着手の予定時期を連絡することが困難である場合には、着手の予定時期については後日連絡するものとする。
 - 4 行政監察・法人指導課長は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第3条第3号に定める公益通報（第3条第1項各号に規定するものに限る。）に関する情報を知ったときは、通報窓口の情報提供がなされたものとして内部通報に準じた取扱いを行うものとする。

(外部窓口)

- 第6条 通報窓口に係る処理の適正化を確保するため、外部窓口を置くことができる。
- 2 外部窓口は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 連絡を受け付け、行政監察・法人指導課長に送付すること。
 - (2) 通報窓口の処理に関し、意見を述べ、又は助言すること。
 - 3 外部窓口に係る通報窓口の処理に当たり、第4条の規定を準用する。

(範囲外共有等の防止)

- 第7条 通報窓口で連絡のあった案件の処理に従事する者は、通報者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有すること（以下「範囲外共有」という。）をしてはならない。
- 2 通報窓口で連絡のあった案件の処理に従事する者は、通報者を特定した上でなければ必要の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除いて、通報者を特定しようとする行為（以下「通報者の探索」という。）を行ってはならない。

(調査)

- 第8条 調査は、原則として行政監察・法人指導課が行うものとし、必要に応じて他の機関等に協力を求めるものとする。
- 2 調査は、通報窓口によるものであることを明らかにせず、連絡者が特定されないよう調査方法に配慮して行うものとし、調査により連絡者が特定されるおそれがある場合には、調査方法等についてあらかじめ連絡者と協議するものとする。
 - 3 前項の調査方法について、第3条第1項第2号の規定に基づき連絡のあった案件の調査に当たっては、連絡者の了解を得た上で、通報窓口によるものであることを明らかにできることとし、他の機関等と連携し、早期に業務改善の措置を講じるものとする。
 - 4 行政監察・法人指導課長は、調査結果を知事に報告するものとする。
 - 5 行政監察・法人指導課長は、連絡が匿名の場合を除き、連絡者に調査結果を連絡するものとし、必要に応じて、調査の進捗状況及び調査に基づく改善状況等も連絡するものとする。
 - 6 行政監察・法人指導課長は、改善に必要な措置を講じた後、当該措置が機能しているかを確認し、必要があると認めるときは、新たな改善措置その他必要な措置を講じるものとする。

(通報者の保護等)

- 第9条 連絡者に対して、公益通報をしたこと又は相談をしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 連絡者に対して、公益通報をしたこと又は相談をしたことを理由として不利益な取扱いを行った者に対しては、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他の適切な措置をとるものとする。範囲外共有若しくは通報者の探索を行った者又は正当な理由

なく公益通報に関する秘密を漏らした者についても同様とする。

- 3 行政監察・法人指導課長は、連絡者に対して、公益通報をしたこと又は相談をしたことを理由に不利益な取扱いを受けていないかを適宜確認するなど、通報者の保護に係る事後確認を行う。

(改善措置)

第 10 条 行政監察・法人指導課長は、第 8 条の調査に基づき改善が必要であると認める場合は、関係課に対し、行政監察結果の通知その他の方法により改善を求め、必要に応じて行政監察結果として公表するものとする。この場合において、通報窓口によるものである旨は明らかにしないものとする。

(懲戒処分の軽減)

第 11 条 懲戒処分の対象となる事項に関与している対象県機関の職員が通報窓口当該事項について自主的に連絡してきた場合には、任命権者は、懲戒処分の量定の決定に当たり軽減事由としてこれを考慮するものとする。

- 2 行政監察・法人指導課長は、前項の規定を適用すべき事項であると思料する場合には、連絡者の了解を得た上で、連絡者の氏名及び連絡の概要並びに調査結果を任命権者及び懲戒処分の所管課に連絡するものとする。この場合において、当該連絡は、調査終了後に行うものとする。

(救済制度)

第 12 条 連絡者（第 2 条第 2 号から第 4 号の対象者を除く。）は、通報窓口連絡したことを理由として不利益取扱いを受けたと思料する場合は、第 3 条第 1 項の規定による通報窓口への連絡のほか、不利益取扱いの内容に応じ、人事委員会に対して地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 8 条第 1 項第 9 号から第 11 号までに規定する措置の要求、不服申立て又は苦情の申出を行うことができるものである。

(秘密の保持)

第 13 条 知事、行政監察・法人指導課長及び課長補佐は、第 8 条第 1 項の規定により他の機関に協力を求める場合又は第 11 条第 2 項の規定により任命権者及び懲戒処分の所管課に連絡する場合を除き、通報窓口連絡があった内容、連絡者の氏名その他連絡者が特定されるおそれのある情報（以下「連絡情報」という。）を漏らしてはならない。この場合において、第 8 条第 1 項の規定により他の機関に協力を求める場合には、連絡者の氏名その他連絡者が特定されるおそれのある情報については、協力を求められる機関における調査に必要な場合を除き、漏らしてはならないものとする。

- 2 第 8 条第 1 項の規定による協力を求められた機関において当該事項の処理を行う者は、連絡情報を漏らしてはならない。
- 3 第 11 条第 2 項の規定による連絡を受けた者（次項において「処分権者等」という。）は、処分を検討するために必要最小限度の者以外の者に対して、連絡情報を漏らしてはならない。
- 4 処分権者等から処分を検討するために連絡を受けた者は、連絡情報を漏らしてはならない。

(利害関係者の排除)

第 14 条 第 4 条及び第 5 条第 1 項及び第 4 項の規定にかかわらず、連絡しようとする事項又は知り得た情報が知事又は行政監察・法人指導課の内部に関するものである場合には、対象者は、次の方法により監査委員事務局に連絡するものとする。この場合において、第 5 条から第 11 条まで、前条第 1 項、次条から第 17 条、第 20 条から第 22 条までの規定中「行政監察・法人指導課長」とあるのは「監査委員事務局長」と、「課長補佐」とあるのは「担当職員」と、「知事」とあるのは「代表監査委員（代表監査委員が欠けたときは、代表監査委員があらかじめ指定する監査委員）」と、「行政監察・法人指導課」とあるのは「監査委員事務局」と、「関係課」とあるのは「知事又は関係課」と、「行政監察結果」とあるのは「監査結果等」と読み替えるものとする。

(1) 別に定めるメールアドレスに、件名の冒頭に「【鳥取県職員内部通報・業務改善窓口】」と記入した上で電子メールを送信する方法

(2) 宛先を「監査委員事務局（鳥取県職員内部通報・業務改善窓口）」とし、「親展」と記載した上で封書により郵送する方法

(意見又は苦情への対応)

第 15 条 行政監察・法人指導課長は、連絡への対応に関して連絡者から意見又は苦情の申出を受けた

ときは、迅速かつ適切に対応するよう努める。

- 2 前項の申出の内容が、連絡への対応に関する秘密及び個人情報情報の漏洩、連絡に関する調査及び是正措置の遅滞、不適切な調査の実施その他の不適切な対応に関するものである場合には、速やかに苦情に係る対応状況を確認し、必要な是正措置等をとった上で、その結果を連絡者に通知するものとする。

(対象出資法人及び契約先に係る公益通報の取扱い)

第 16 条 対象出資法人及び契約先に勤務する者からの連絡が法第 2 条第 3 項に規定する通報対象事実に係るものであって、かつ、連絡者が同条第 1 項に規定する公益通報としての取扱いを希望する場合には、行政監察・法人指導課長は、連絡者に対し、当該者に係る同項に規定する労務提供先等又は当該通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関に連絡するよう教示するものとする。

(文書の保管等)

第 17 条 連絡の原文その他連絡者の特定につながるおそれのある文書は、課長補佐が適切な方法で保管及び管理をするものとする。

(本要綱の周知等)

第 18 条 行政監察・法人指導課長は、連絡への適切な対応を推進するため、連絡の方法、連絡の取扱い、連絡者の保護の仕組み等について、十分に周知するものとする。

- 2 行政監察・法人指導課長は、連絡の方法、連絡の取扱い、連絡者の保護の仕組み等について問合せがあった場合には、教示するものとする。

(受付担当者の研修等)

第 19 条 受付担当者は、連絡への適切な対応を推進するため、所要の知識及び技能の向上を図るための教育、研修等を受けるよう努めるものとする。

(審査会)

第 20 条 行政監察・法人指導課長は、鳥取県職員内部通報・業務改善窓口審査会設置要領（平成 17 年 7 月 5 日付第 2000500017354 号鳥取県知事通知）第 4 条第 1 項の規定に基づき、通報窓口で連絡のあった事項の概要、当該事項に対する対応等について鳥取県職員内部通報・業務改善窓口審査会に報告するものである。

(有識者への意見聴取)

第 21 条 知事は、第 3 条第 1 項の通報案件のうち、次に掲げる重大な事案の場合に関しては、公益通報に配慮した上で、有識者に意見を聴取し、第三者の視点を確保しつつ、迅速かつ適切な措置を講ずるものとする。

- (1) 著しい法令違反が疑われる不正行為等の証拠の提出があった場合
- (2) 調査過程で、著しい法律違反が疑われる不正行為等の証拠が明らかとなった場合
- (3) 懲戒処分の対象と考えられる事案の場合

(公表)

第 22 条 行政監察・法人指導課長は、毎年度の受付件数をホームページに掲載して公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 30 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 7 年 6 月 30 日から施行する。